
株式会社グリムス 定款

令和 4年 6月28日改定

令和 2年 9月 1日改定

平成30年 8月 1日改定

平成29年 8月10日改定

平成28年 6月28日改定

平成26年 6月26日改定

平成25年11月11日改定

平成23年 4月 1日改定

平成22年 6月25日改定

平成21年 6月26日改定

平成20年 9月30日改定

平成20年 7月 1日改定

平成20年 6月10日改定

平成19年 6月22日改定

平成18年11月 7日改定

平成18年 7月12日改定

平成18年 6月26日改定

平成17年 6月26日作成

平成17年 6月27日公証人認証

平成17年 7月 4日会社成立

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社グリムスと称し、英文では、gremz, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。

1. 電気・ガス・水等の省エネルギーに係るコンサルティング業、電気・ガス・水等の省エネルギーに係る機器及び製品の販売代理及び代行業並びに販売代理店の経営指導、統制、サポート業
2. 太陽光発電設備、空調設備、給排水設備、衛生設備、消火栓設備、厨房設備、換気設備、住宅設備機器及び建築用資材の販売
3. 住宅並びに住宅の増改築、建替え及び住宅リフォームの販売
4. インターネットホームページの企画立案、開発、管理、運営及びコンサルテーション
5. インターネット、携帯電話、雑誌等を利用した広告業務、各種情報提供サービス業務及び通信販売に関する業務

6. 建設業に関する工事の請負・施工・設計・工事監理及びそれらの仲介・斡旋
 7. 古物商
 8. 電力・石油・ガス・水道・排出権等のエネルギー商品の購入方法・販売方法に関するコンサルティング業務、調達代行、販売並びに取扱業務を支援するシステムの提供、販売
 9. 発電事業
 10. インキュベーション事業に係る育成、支援、コンサルティング、情報収集・分析、研究、企画・立案に関する業務
 11. 各種物品の製造、販売、賃貸借及び輸出入に関する業務
 12. 前各号に付帯する一切の事業
- ②当社は、前項各号の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告が出来ない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、48,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規程)

第9条 当社の株主名簿の作成及び備え置き、その他株式及び新株予約権に関する取扱い並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

③当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成、備え置き、その他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。

第3章 株主総会

(基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議要件)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 17 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、10 名以内とする。

②当社の監査等委員である取締役は、3 名以内とする。

(選任)

第 18 条 取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

②取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 19 条 取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 20 条 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から代表取締役若干名を選定する。

②取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

第 21 条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

②取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

③取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

④取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 22 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第 23 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第 24 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、

100万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額の
いずれか高い額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

第25条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日
の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を
短縮することができる。

②監査等委員会の運営その他に関する事項については、監
査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第6章 計算

(事業年度)

第26条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日まで
とする。

(剰余金の配当)

第27条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載
又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配
当を行うことができる。

(中間配当)

第 28 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 29 条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当社は、第 11 回定時株主総会終結前の行為に関し、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

(電子提供措置等に関する経過措置)

第 2 条 変更前定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第 14 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施

行日である 2022 年 9 月 1 日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。

②前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 14 条はなお効力を有する。

③本条は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上